令和８年度 第１回 木更津市特別職報酬等審議会 会議録

○開催日時：　令和８年１０月　１日（木）会議開催通知及び資料送付
令和８年１０月１３日（火）委員から提出された意見の集約
令和８年１０月１５日（木）委員へ通知

○開催場所：　書面会議により開催

○出席者氏名

審議会委員：石渡　肇、滝口　君江、中村　和人、野田　芳久、渡邉　浩、児島　正人、近藤　直弘、佐伯　康子、平野　俊江、藤森 けい子（敬称略、書面会議回答様式の提出をもって出席とする。）

木更津市　：総務部　曽田部長、中原次長
（事務局）職員課　丸課長、浦邉課長補佐、杉浦係長、山下主任主事

○公開非公開の別：　公開

○会議内容

１　開会

令和８年度 第１回 木更津市特別職報酬等審議会を書面で開会するにあたり、出席委員数は全委員１０名中１０名であり、附属機関設置条例第６条第２項に規定されている、半数以上の出席を得ておりますので、会議は成立いたします。

また、本会議は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第３条の規定により、会議記録及び会議資料も公開となります。

２　審議会の趣旨

木更津市特別職報酬等審議会の所掌事項は、「市長は、市議会議員の議員報酬の額 又は市長、副市長若しくは教育長の給料の額に係る条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬 又は 給料の額について、審議会の意見を聴くもの」とされています。市議会議員の報酬額や、市長、副市長、教育長の給料額について、引き上げや引き下げを行おうとする場合には、あらかじめ変更案について審議会への諮問により意見を聴くものとなっています。

３　議題について

前回開催から４年が経ち、状況にも変化があったので、木更津市特別職の報酬等の額が適正な水準にあるか審議会で意見を伺うものです。

４　議事

委員の皆様からいただいた意見は次のとおりです。

（１）「市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会の議長、副議長及び議員の報酬の額について、現行の額が適正であるか」について

（石渡委員）　適正である。

（滝口委員）　事務局のお考えに賛同します。

（中村委員）　特にございません。

（野田委員）　議員報酬について。平成５年に４０万円から４５万円に上げていますが、その時の議員数は３２名であり、それ以降、３０名⇒２８名⇒２４名と８名も定数を削減しているが、報酬は上げていない。議員のなり手不足や若い人が立候補しても生活ができる体制づくりをする必要があると思われる。

（渡邉委員）　報酬額は適正と思われる。

（児島委員）　現行の額は適正であると考える。前回の改定から相応の年数が経過しているが、類似団体との報酬水準の比較、当市の財政状況の水準を鑑みて妥当な水準であると思慮した。

（近藤委員）　近年の物価上昇や民間企業における賃上げの状況、また長期間にわたり給与・報酬額が据え置かれていることを考えると、今後、一定の見直しをする必要性があると考えます。

一方、本市の財政状況、今後予定される大型事業への財政負担等を総合的に考えると、現時点では概ね適正であり、今回は据え置くことが妥当と考えます。

（佐伯委員）まず、本件を検討する場合、内側からと外側からの両側面からの検討が必要であると考えられます。

今回は、「資料その１」で木更津市の内側の検討要素が羅列されています。特別職の報酬額等に関する根拠法令、通知、条例等についてのべられた後、人事院勧告の現状がまとめられており、重要な木更津市の財政力指数等の推移がわかります。

以上を鑑みるに、内側からの検討要因として、市長の現在９６万円を始め妥当であると考えられます。「資料２」では、それが相対的にみてどうであるかの分析をしており、それは良い視点で説得力のあるものです。

外側からの検討です。客観性が良くあぶり出されており、それを根拠にしても給与は妥当であるといえるでしょう。

よって、今回は現行通り据え置くことが適当であるという事務局の提案に賛成です。

（平野委員）　資料で確認しましたが、現行の額が適正であると考えます。事務局の考えに賛成です。

（藤森委員）　近年の物価高騰やそれに伴う企業等における賃上げがみられ、一定の引上げを検討必要かと思われます。が、本市は財政力指数が概ね「０．８５」前後、類似団体５７団体中１５番目に位置しているとのこと。１５番目とはいえ、「１．０」に満たない、庁舎建設、吾妻公園整備等大規模な財政支出を控えている状況、又、近年は自然災害に伴う市全体土木関係整備も十分行っていかなければならない。これらのことを考

慮し、事務局の意向にそった現行通り、均衡客観的バランスを重視する方向が適切かと思われます。

（２）「改定が必要な場合は改定の額及び改定の実施時期」について
（石渡委員）　事務局一任。
（滝口委員）　事務局のお考えに賛同します。
（野田委員）　議員は、４５万円から４７万円へ。副議長は、４７万円から４９万円へ。議長は、５３万円から５５万円へ。令和９年５月１日より実施。
（児島委員）　不要。事務局意見のとおり。
（近藤委員）　今回は現行額を据え置くことが妥当と考えるため、具体的な改定額及び実施時期は定めないものと考えます。ただし、今後の物価や民間賃金、本市の財政状況等を継続的に確認し、社会経済情勢に大きな変化が生じた場合には、適時見直しをすることが望ましいと考えます。
（平野委員）　改定の必要はないと考えます。事務局の考えに賛成です。

（３）「付帯事項　特別職の報酬等の見直しを定期的に行うにあたり、審議会への諮問を行う適切な時期及び頻度について」
（石渡委員）　事務局一任。
（滝口委員）　事務局のお考えに賛同します。
（渡邉委員）　時期及び頻度についてはご判断にお任せします
（児島委員）　事務局にて総合的に必要と判断された時期で差し支えありません。
（近藤委員）　長期間にわたり見直しが行われないことのないよう、原則として各任期中に概ね４年に１回程度、定期的に審議することが適当と考えます。開催時期については、市長・議員の改選直後を避け、改選から１年程度経過した時期を基本とし、その時点での社会経済情勢、民間賃金、市の財政状況を総合的に検証することが望ましいと考えます。
（佐伯委員）このタイミングについて等はっきりと判断はできませんが、「改選から一年は経過していること」という市民への配慮を汲んだ上での方針はそれでよろしいかと存じます。
（平野委員）　事務局の考えに賛成です。任期に合わせた見直しは適切であると考えます。また、改選から１年を経過していることとの条件も適切であると考えます。
（藤森委員）　見直しを定期的に行う適切な時期及び頻度については、特別職及び議員の任期が４年であることから、事務局の意向通り総合的に勘案し、同意します。

以上

令和８年１０月１５日

木更津市総務部長　　曽　田　　智　生